

平成 28 年 3 月 31 日

都 市 局

「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」 が公布されました。

最近における地域経済の状況に鑑み、低未利用土地における都市再生整備事業の規模要件の緩和等を行い、それらの都市開発事業を促進するための「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

I. 背景

都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 63 条に基づく民間都市再生整備事業計画の国土交通大臣認定に求められる民間都市開発事業の規模は、都市再生特別措置法施行令(平成 14 年政令第 190 号)(以下「施行令」という。)第 21 条において、原則「0.5ha 以上」、三大都市圏の既成市街地等を除く地方都市では「0.2ha 以上」と定められています。

近年、人口減少等を背景として、多くの地方都市で商業施設の撤退、歩行者交通量の減少等が見られ、空き地や空き店舗等の低未利用土地が増加しています。それらを有効活用し、都心中心部の都市機能の有機的な集約を図ることでまちの賑わいの創出等に繋げるためには、低未利用土地において行われる民間都市開発事業を推進する必要があります。

また、地方都市においては、比較的小規模であっても優良な都市開発事業を緊急かつ強力で推進すべく、民間都市開発事業の規模について、平成 28 年 3 月 31 日までの時限的な特例措置を講じているところではありますが、今般、依然として厳しい経済情勢にあることから、当該特例措置の適用期限を延長する必要があります。

II. 政令案の概要

- (1) 低未利用土地における都市再生整備事業の規模要件の措置
低未利用土地で行われる都市開発事業の規模は相対的に小さいことから、低未利用土地の区域における都市開発事業については、民間都市再生整備事業計画に係る国土交通大臣認定の申請を行うことができる民間都市開発事業の規模を「500 m²」以上とします。
- (2) 都市再生整備事業の規模要件の特例措置の延長
平成 28 年 3 月 31 日までの時限的な特例措置の根拠となる施行令附則第 2 項の適用期限を 3 年間延長し、平成 31 年 3 月 31 日までとします。

III. 今後のスケジュール

施 行 : 平成 28 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】

都市局まちづくり推進課 近藤、和田

電話 : 03-5253-8111 (内線 : 32-542、32-533) 直通 : 03-5253-8127

